

送還忌避者の実態について

出入国在留管理庁

令和元年10月1日

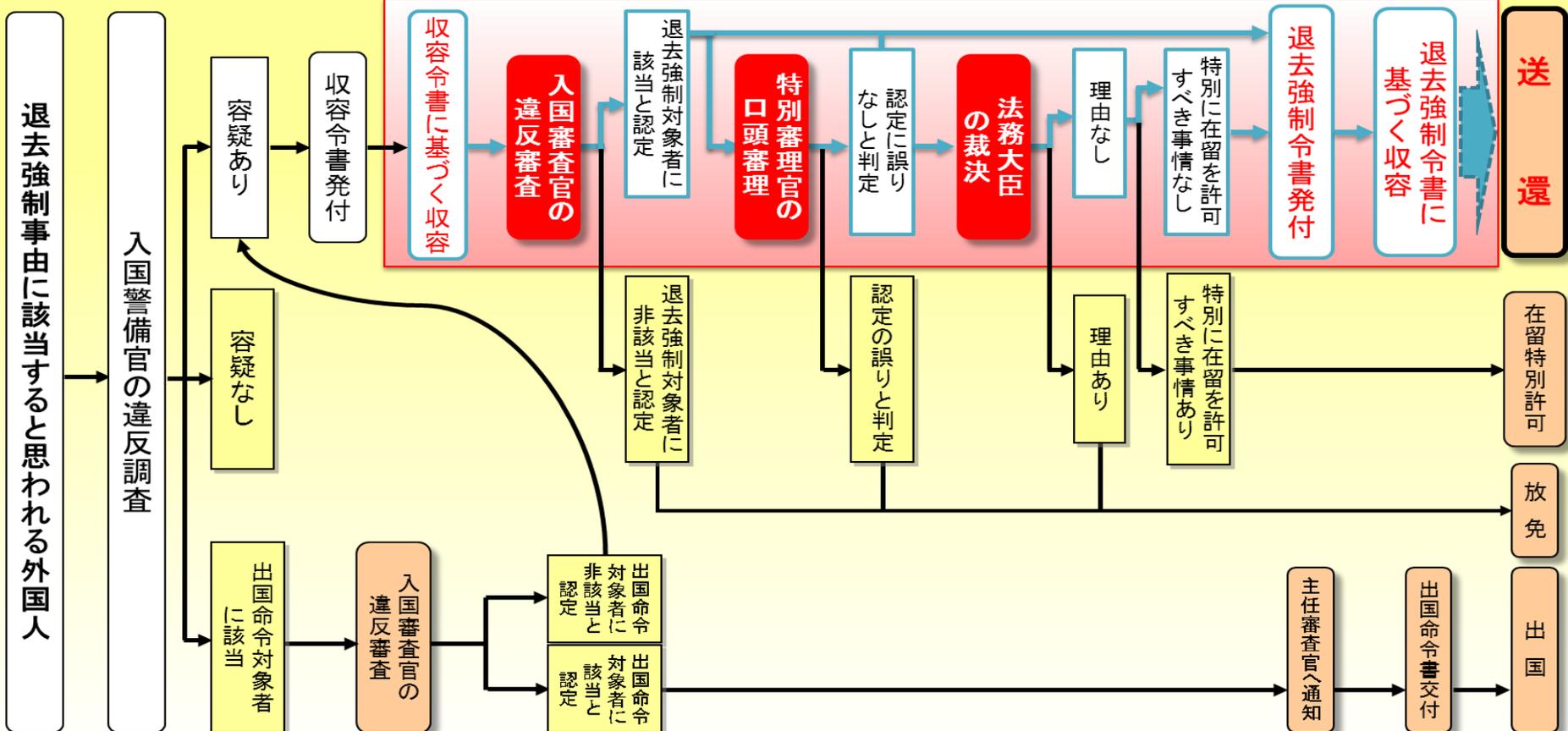
送還忌避被收容者の実態①

1 送還忌避者

令和元年6月末現在，退去強制令書の発付を受け，收容中の者は1147人，仮放免中の者は2303人となっている。被收容者のうち送還を忌避する者は858人(75%)おり，これらの者は，**入国審査官，特別審理官及び法務大臣による慎重な審査を経て，退去強制対象者に該当すると判断され**，かつ，特別に在留を許可すべき事情がないため**法務大臣による在留特別許可が付与されず**に退去強制処分を受けた者であり，もはや退去強制手続において採り得る手段はなく，速やかに送還することが**求められている**にもかかわらず，法律上又は事実上の作為・不作為により日本からの退去を拒んでいる被收容者である。

退去強制手続の流れ

※ 赤枠内の手続は原則として入管收容施設に收容して行われる



送還忌避被收容者の実態②

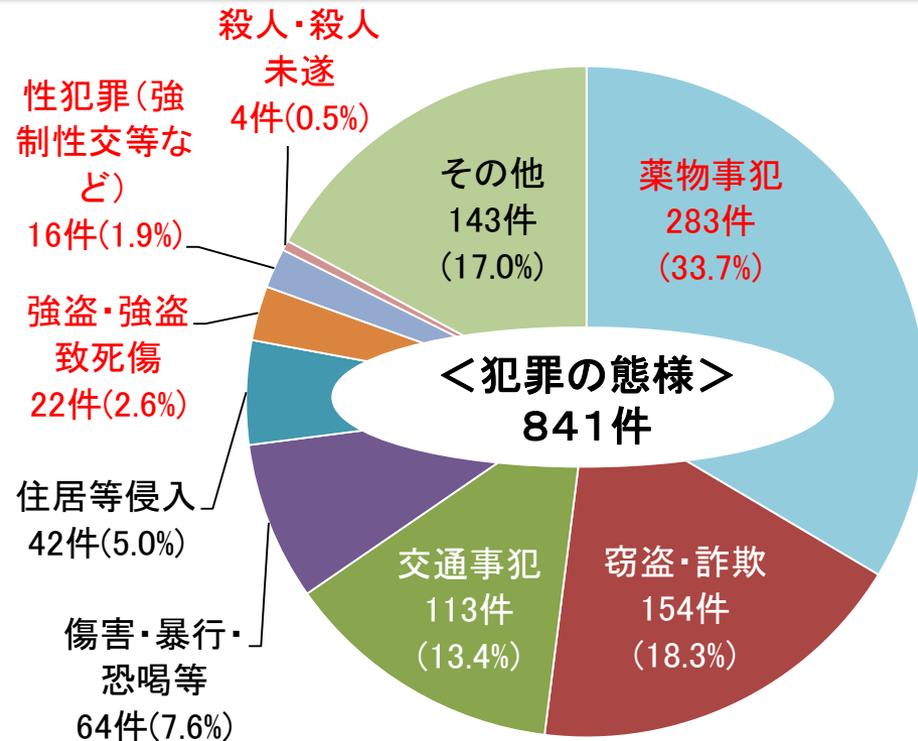
2 犯罪状況等

令和元年6月末現在の送還忌避被收容者858人のうち366人(43%)が有罪判決を受けており、うち84人(10%)が仮放免中の犯罪により有罪判決を受けている。

また、189人(22%)が退去強制処分を複数回受けているほか、152人(18%)が仮放免中の逃亡や条件違反により仮放免が取り消された上で再收容されており、これらの者の総数は492人(57%)である（重複分を除く。）。

犯罪の態様は、殺人、強盗、強姦性交等などの凶悪犯罪もあるほか、薬物事犯、窃盗・詐欺、交通事犯の順で多くなっている。

区分	国籍	送還忌避被收容者	有罪判決を受けた者	退去強制処分複数回有	仮放免取消歴有
1	イラン	101	74	31	20
2	スリランカ	82	18	8	17
3	ブラジル	75	70	22	16
4	フィリピン	69	17	8	9
5	ナイジェリア	56	33	21	10
6	中国	52	19	13	6
7	トルコ	49	12	13	7
8	ペルー	45	24	12	9
9	パキスタン	41	13	12	9
10	ミャンマー	39	3	3	8
	その他	249	83	46	41
	計	858	366	189	152



※1 数値はR1.6末現在の集計(速報値)

※2 入管法違反を除く

※3 罪種別は同一人の異なる罪名をそれぞれ計上している

我が国で罪を犯し刑事罰を科された者や退去強制処分歴又は仮放免取消歴を有する者を仮放免することは、我が国の安全・安心を確保する観点から認めるべきではなく、一刻も早い送還を期すべき。

送還忌避被收容者の実態③

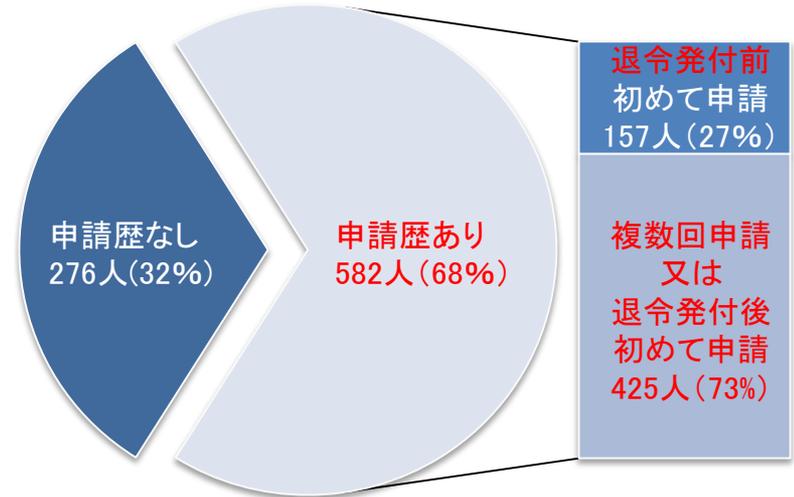
3 難民認定申請関係

令和元年6月末現在の送還忌避被收容者858人のうち**582人(68%)**が難民認定申請を行ったことがある。

そのうち、**複数回申請に及んでいる者は303人(52%)**、**退去強制令書の発付後に初めて難民認定申請した者は205人(35%)**であり、これらの者の**総数は425人(73%)**である(重複分を除く。)

区分	①難民認定申請を行ったことがある者			②複数回の難民認定申請を行ったことがある者		③退去強制令書発付後に初めて難民認定申請した者	
	国籍	人数	送還忌避被收容者中の割合	人数	①に占める割合	人数	①に占める割合
1	イラン	85	84%	25	29%	42	49%
2	スリランカ	79	96%	39	49%	26	33%
3	トルコ	48	98%	31	65%	2	4%
4	ナイジェリア	43	77%	22	51%	22	51%
5	ミャンマー	38	97%	32	84%	3	8%
	その他	289	54%	154	53%	110	38%
	計	582	68%	303	52%	205	35%

送還忌避被收容者858人の難民認定申請歴



※ 数値はR1.6末現在の集計(速報値)

法律上、難民認定手続中は一律に送還が停止されることに着目して、申請に及んでいる者が一定数存在することが考えられ、こうした**難民認定制度の濫用的利用者の存在は、早期送還にとって大きな支障**となっている。

被退令仮放免者の実態①

令和元年6月末現在の被退令仮放免者数は2303人であり、これらの者は、本来であれば直ちにその国籍国へ送還すべきであるが、送還忌避被收容者と同じく、**濫用的に難民認定申請に及び、送還を停止させるなどしており、送還が滞っている**状況にある。

平成30年1月から令和元年6月末までに、**警察等から逮捕(入管法違反を除く。)**された旨通報があった被退令仮放免者は**109人**で、国籍別ではイランが24人と最も多く、次いでブラジル、トルコの各12人の順である。

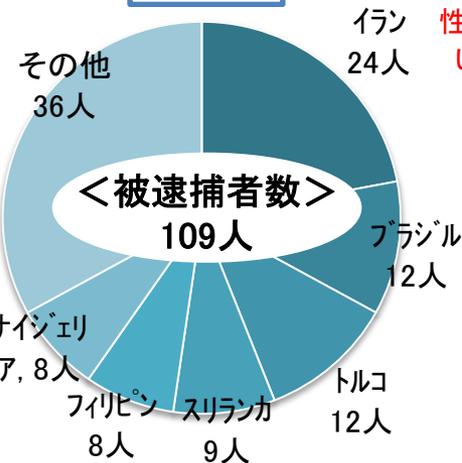
また、罪種別では、**凶悪犯(殺人未遂)が2件、性犯罪(わいせつ)が3件**あるほか、**薬物事犯が49件と最も多く、次いで粗暴犯(傷害、暴行等)が26件、窃盗犯、交通事故犯の各18件の順**である。

【被退令仮放免者】

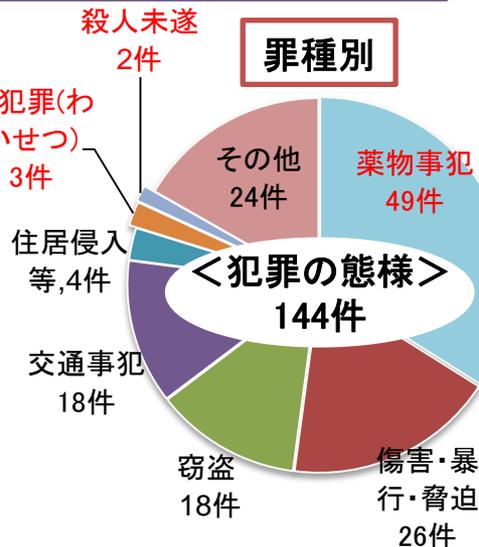
退去強制令書の発付を受けた後、病気その他やむを得ない事情があるために、一時的に收容を解かれた者

仮放免中の逮捕事案(H30.1-R1.6末)

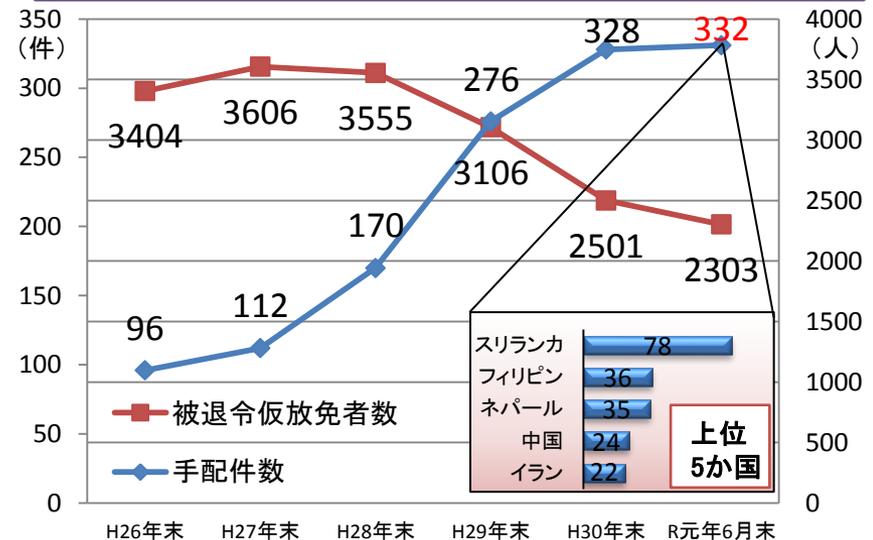
国籍別



罪種別



仮放免中の逃亡による手配件数等の推移



※1 入管法違反を除く

※2 罪種別は同一人の異なる罪名をそれぞれ計上している

※3 数値はR1.6末現在の集計(速報値)

仮放免中に犯罪を犯した者が相当数存在するほか、仮放免中に逃亡して所在不明となっている者は**332人**(令和元年6月末現在の被手配者数)と増加しており、国民の安心・安全を脅かしかねない状況にある。

被退令仮放免者の実態②

～被退令仮放免者が関与した社会的耳目を集めた事件～

【事例1】名古屋イラン人集団暴行死事件

- 発生年月：平成27年12月
- 加害者：イラン人4人
(被退令仮放免者3人，不法残留者1人)

○被害者：イラン人1人

○事件概要

名古屋市中川区路上において、被害者の運転する乗用車が前後を乗用車で挟み撃ちする形で停車させられた後、前後車両から降車した5～6人の外国人と思われる者に金属バットや刃物で被害者が襲撃された。被害者は近隣のコンビニに助けを求め、救急搬送されたが、出血性ショックで死亡した。

【事例2】群馬伊勢崎ペルー人刺殺事件

- 発生年月：平成28年1月
- 加害者：ペルー人1人(被退令仮放免者)
- 被害者：ペルー人1人

○事件概要

被害者は、同国人の知人によって群馬県伊勢崎市内の病院に血まみれのまま救急搬送されたが、その後死亡。捜査の結果、被害者の兄である加害者が行方不明であることが判明したが、加害者が伊勢崎警察署に出頭し、逮捕された。

【事例3】茨城土浦フィリピン人殺人未遂事件

- 発生年月：平成28年11月
- 加害者：イラン人1人(被退令仮放免者)
- 被害者：フィリピン人1人

○事件概要

茨城県土浦市の駅ビルに入居するファミリーレストランにおいて、子どもの親権をめぐりトラブルとなっていた内縁関係の被害者女性と口論になり、加害者が液体のようなものをかけて火が付き、2人ともに全身やけどを負った事件。そのまま救急搬送され、意識不明の重体となっていたが、その後、加害者は熱傷性ショックで死亡した。

【事例4】神奈川県警警察官殺人未遂事件

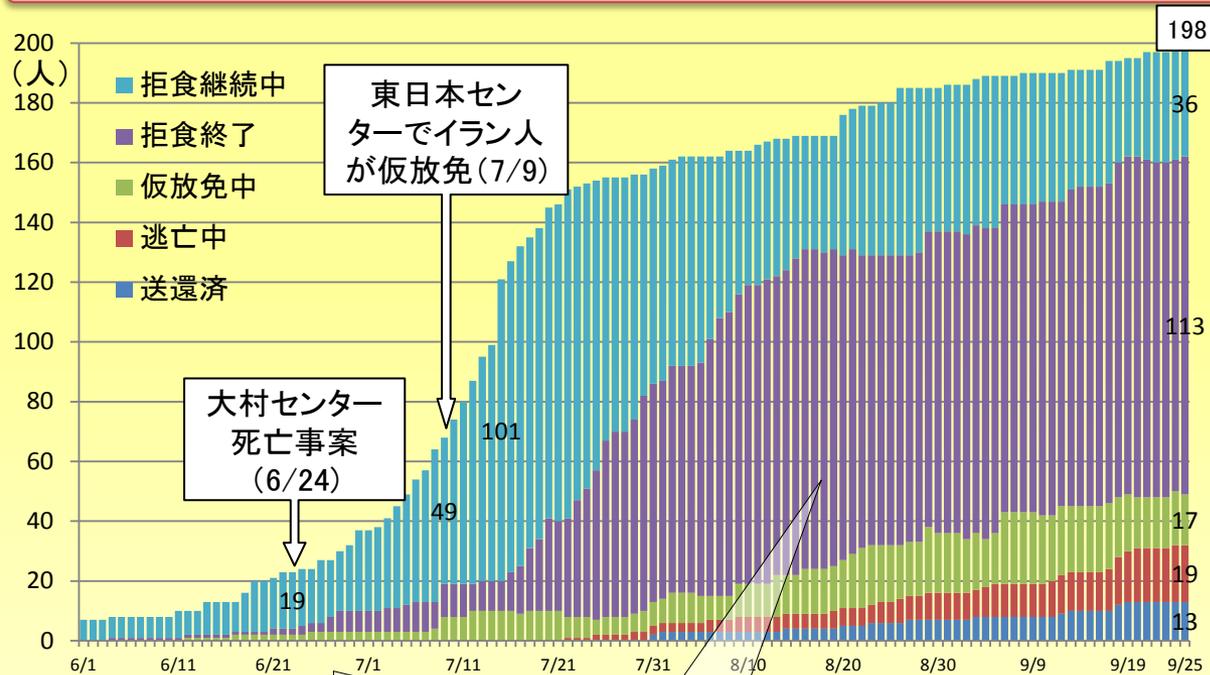
- 発生年月：平成29年6月
- 加害者：ラオス人1人(被退令仮放免者)
- 被害者：神奈川県警警察官1人

○事件概要

神奈川県綾瀬市路上において、加害者が同居女性と自宅でトラブルになり、神奈川県警大和署に一般通報後、臨場した警察官の胸部を、自宅にあったサバイバルナイフで突いて殺害しようとした事件。加害者はその場で制圧逮捕された。なお、警察官は防刃防護服を着用していたため無事であった。

拒食事案について

全国の収容施設で、国籍国が身柄の引き取りを拒否し、その送還が困難となっているイラン人を中心に、仮放免許可を求めて、官給食を含む飲食物の摂食拒否(拒食)が発生・拡大している。



【拒食者の犯罪状況】

順位	国籍	拒食者	有罪判決を受けた者	割合	うち実刑3年以上
1	イラン	59	44	75%	33
2	トルコ	20	6	30%	0
2	スリランカ	20	2	10%	1
4	ブラジル	13	13	100%	4
5	ペルー	11	8	73%	2
5	パキスタン	11	5	45%	1
	その他	64	32	50%	7
	計	198	110	56%	48

※ 数値はR1.9.25現在の速報値

医師の診察及び入国警備官による健康状態等の確認の徹底に係る指示(6/25,28)

指導・説得に応じ摂食を再開した者もいる中、仮放免許可する旨を告知した者は、その後**全員が摂食を再開**

拒食者に対しては、摂食指導や説得を継続するとともに、医師の診察等により体調を確実に把握するなどして、適切に対処しているが、医学的な措置を全て拒否する拒食者について、**健康状態に著しい悪化が認められる場合には、当該被収容者をめぐる諸般の事情を総合的に考慮して仮放免することもある。**

このような状況の下、これまでに被仮放免者の逃亡事案が19件発生している(9/25現在)。

拒食や治療拒否により生命に現に危険が生じている被収容者に対しては、最後の手段として採り得る緊急的措置として、強制的治療を行うことが可能となるよう体制を整備すべき